

# 第1章 策定の趣旨

本市では、社会福祉の基本的な理念の一つである地域福祉の推進を図ることを目的に、社会福祉法第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画として、平成16年3月に秋田市地域福祉計画を策定しました。これを本市の福祉保健部門における基本計画と位置づけ、5年毎に見直し（次期計画の策定）を行いながら、地域福祉の推進に取り組んできました。

この第5次計画は、社会福祉法の改正など地域福祉に関わる社会福祉制度の変化を踏まえながら、令和7年度（2025年度）以降も地域福祉を推進していくためのものです。

《これまでの秋田市地域福祉計画と計画期間》

- 第1次計画：平成16～20年度
- 第2次計画：平成21～25年度
- 第3次計画：平成26～30年度
- 第4次計画：令和元～6年度

## 1 策定の背景

---

平成12年に社会福祉事業法が社会福祉法へと改正され、社会福祉の基本的な理念の一つとして「地域福祉の推進」が掲げられました。地域福祉の目的は、すべての住民が身近な地域で自立した生活を営めるようにすることであり、従来、事業を実施するにあたって理解と協力を得るべき存在にとどまっていた地域住民を、事業者および社会福祉に関する活動（ボランティア等）を行う者と連携・協力して地域福祉の推進に努める主体として位置づけています。

その後、平成29年の社会福祉法の改正（平成30年4月1日施行）では、地域福祉の推進にあたり、地域住民等は、本人及びその世帯に着目し、幅広く生活を捉え、包括的に地域生活課題を把握し、支援関係機関と連携して解決を図るよう特に留意する旨が定められ、地域福祉推進の理念が明確化されました。また、そのような取組を促進する施策その他必要な措置を講ずるよう努めなければならないとする国および地方公共団体の責務が定められました。

そのため、地域福祉推進の方策としての市町村地域福祉計画の策定についても、従来は任意とされていたものを努力義務とするとともに、「地域における高齢者の福祉、障害者

## 第1章 策定の趣旨

の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を記載する上位計画として位置づけ、市町村が包括的な支援体制の整備に係る事業を実施する場合には、当該事項についても記載事項とする旨（第107条第1項第5号）が追加されています。

さらに、令和2年の改正（令和3年4月1日施行）では、地域福祉を推進するにあたり、地域住民等が特に留意すべき点として、「地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。」と第4条第1項の規定が新設されました。

また、第6条第2項では、地方公共団体の責務が定められていますが、この責務には、国および地方公共団体が実施主体となって、包括的な支援体制の整備を進めるという観点とともに、その体制整備の際には、福祉の領域に留まるのではなく、保健医療、労働、教育、住まい、地方創生、まちづくりなど、地域の幅の広い関係者との連携を十分意識することが重要であるとされています。

さらにまた、第106条の3第1項では、包括的支援体制の整備に当たっての市町村の責務を具体化し、第106条の4で規定した重層的支援体制整備事業などの実施により、地域の力と公的な支援体制があいまって、地域生活課題を解決していくための体制整備を行っていく旨が規定されています。

### ○社会福祉法より抜粋（令和3年4月1日施行）

#### （目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

#### （地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする

地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第 6 条 （略）

- 2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

（略）

## 第1章 策定の趣旨

### (重層的支援体制整備事業)

第106条の4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第115条の45第2項第一号から第三号までに掲げる事業

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第三号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第59条第一号に掲げる事業

ニ 生活困窮者自立支援法第3条第2項各号に掲げる事業

二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ

計画的に行う体制を整備する事業

六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

- 3 市町村は、重層的支援体制整備事業（前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。）を実施するに当たっては、こども家庭センター、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第3条第2項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。
- 4 市町村は、第二項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

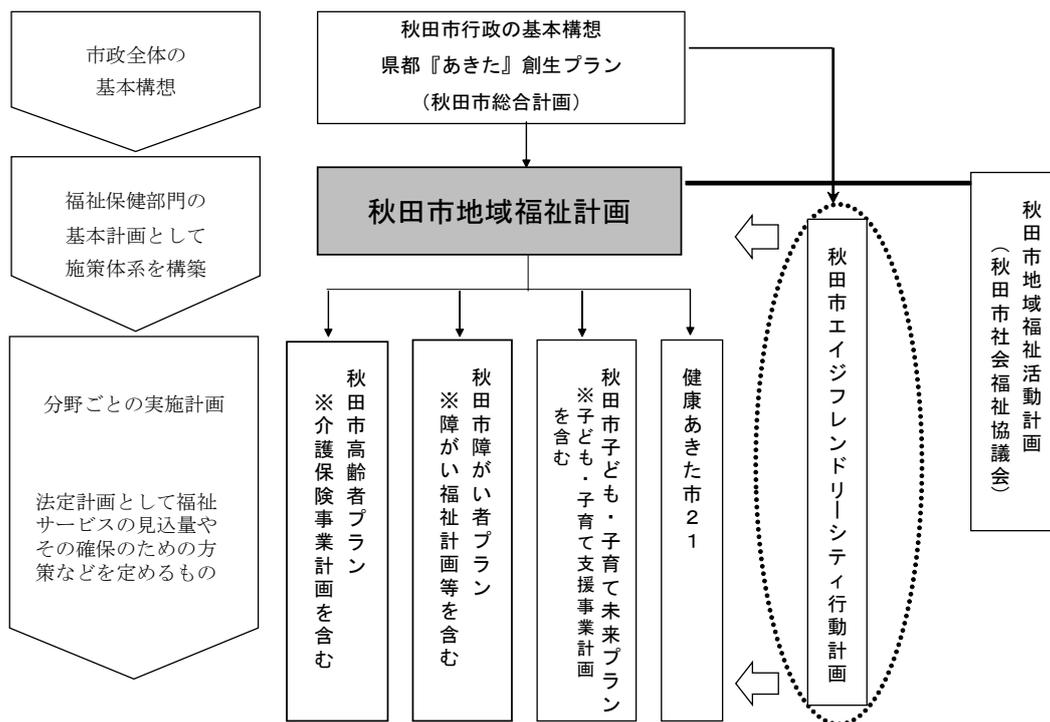
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
  - 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

## 2 計画の位置づけ

秋田市地域福祉計画は、県都『あきた』創生プラン（第14次秋田市総合計画）の基本理念「ともにづくり ともに生きる 人・まち・暮らし」～元気と豊かさを次世代に人口減少を乗り越えて～を実現するための福祉保健部門の基本計画であり、「秋田市高齢者プラン」、「秋田市障がい者プラン」、「秋田市子ども・子育て未来プラン」、「健康あきた市21」という分野ごとの実施計画を推進する上での共通理念を示す上位計画です。それぞれの分野固有の施策、達成目標などについては、各実施計画において設定します。

なお、第5次地域福祉計画からは、「秋田市再犯防止推進計画」「秋田市成年後見制度利用基本計画」を包含するものとします。

また、「秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画」と関連を持つとともに、秋田市社会福祉協議会（社会福祉法第109条の規定による社会福祉法人）が策定する「秋田市地域福祉活動計画」と相互に連携する計画となります。



計画の名称	策定の根拠
秋田市総合計画	地方自治法第96条第2項の規定に基づく議決事件指定条例
秋田市地域福祉計画	社会福祉法（市町村地域福祉計画） 再犯防止推進法（地方再犯防止計画） 成年後見制度の利用の促進に関する法律
秋田市高齢者プラン	老人福祉法（市町村老人福祉計画） 介護保険法（市町村介護保険事業計画）
秋田市障がい者プラン	障害者基本法（市町村障害者計画） 障害者総合支援法（市町村障害福祉計画） 児童福祉法（市町村障害児福祉計画）
秋田市子ども・子育て未来プラン	子ども・子育て支援法（市町村子ども・子育て支援事業計画） 次世代育成支援対策推進法（市町村行動計画）
健康あきた市21	健康増進法（市町村健康増進計画）

### 3 計画期間

第 5 次秋田市地域福祉計画の計画期間は、2025年度から2028年度までの 4 年間です。

計画の名称	現行計画の 計画期間	～2024	2025	2026	2027	2028	2029
県都『あきた』創生プラン (秋田市総合計画)	2021～2025	第14次計画					
秋田市地域福祉計画 (秋田市再犯防止推進計画) (秋田市成年後見制度利用促進基本計画)	2025～2028	第4次計画	第5次計画				
		第1期計画	第2期計画				
		第1期計画	第2期計画				
秋田市高齢者プラン (秋田市介護保険事業計画)	2024～2026	第11次計画					
秋田市障がい者プラン (秋田市障がい福祉計画) (秋田市障がい児福祉計画)	2024～2029 2024～2026 2024～2026	第6次計画					
		第7期計画		第8期計画			
		第3期計画		第3期計画			
秋田市子ども・子育て未来プラン (秋田市子ども・子育て支援事業計画)	2025～2029	第3次計画	第4次計画				
		第2期計画	第3期計画				
健康あきた市21	2024～2035	第3次計画					
秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画	2022～2026	第3次計画					

## 4 策定体制

策定作業の中心を担うのは、社会福祉法第7条に規定され、本市の社会福祉に関する事項を調査審議する法定機関「秋田市社会福祉審議会」であり、同審議会において地域福祉に関する事項を調査審議する「地域福祉専門分科会」を策定機関とし、策定方針の作成や策定作業を進めました。

策定作業にあたっては、秋田市社会福祉協議会や秋田市民生児童委員協議会など地域福祉活動の中核的な担い手から協力を得るとともに、庁内においても「秋田市地域福祉計画等推進庁内連絡会」で全庁的な調整を図りました。

